

海岸漂着物処理推進法改正前の状況

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る
海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 《2009(平成21)年7月8日 参議院本会議にて採決、成立 同15日公布》

● 目的

海岸における良好な景観及び環境の保全、漂着ごみの円滑な処理、発生抑制

● 6つの基本理念

- ・総合的な海岸の環境の保全及び再生
- ・責任の明確化と円滑な処理の推進
- ・海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
- ・海洋環境の保全
- ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- ・国際協力の推進

- 責務・連携の強化 ⇒ **地域毎に温度差が生じている**
- 国の基本方針に基づく都道府県の地域計画策定、協議会の設置 ⇒ **ほぼ達成**
- 海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱 ⇒ **実績なし**
- 海岸漂着物等の円滑な処理 ⇒ **被害甚大な海岸については一定の成果**
- 海岸漂着物等の発生の抑制
⇒ **地域毎に温度差が生じている**
- 民間団体等との連携の強化
⇒ **地域毎に温度差が生じている**
- 環境教育の推進、調査研究への取り組み
⇒ **実績、成果の見え始め**
- 財政上の措置 ⇒ **不足気味に(地域での理解が進展している)**
- 法制の整備 ⇒ **未整備**



山形県酒田市飛鳥